

○近畿地方整備局告示第111号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年8月30日

近畿地方整備局長 渡辺 学

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（和坂拡幅・兵庫県明石市立石一丁目地内から同市花園町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県明石市立石一丁目、和坂稻荷町、宮の上、川崎町、和坂字南開地、字長曾、字苗代、字高町、字大池下東、字大池下西、字古池林及び字中面、和坂一丁目、和坂二丁目、和坂三丁目、西明石町五丁目並びに花園町地内
- 2 使用の部分 兵庫県明石市和坂稻荷町、川崎町、和坂字南開地、字長曾、字苗代、字高町、字大池下東、字大池下西及び字古池林、和坂一丁目、和坂二丁目並びに和坂三丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「一般国道 2 号改築工事（和坂拡幅）」（以下「本件事業」という。）は、兵庫県明石市立石一丁目地内から同市花園町地内までの延長 1,260m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である兵庫県は、同法第 74 条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 2 号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長 672.3 km の主要幹線道路である。

本路線が通過する明石市は、本路線のほか、一般国道 2 号第二神明道路が存在するなど物流の利便性に優れている。また、明石市内における本路線は、JR 明石駅等が位置する市の中心部とその東西に広がる市街地を結ぶ主要幹線道路として日常生活等に重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自

自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、明石市西明石町五丁目地内で18,957台/日であり、混雑度は1.40となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるベッコウトンボ、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、オオキトンボ及びコバンムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、本件区間内において現時点で重要な種は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は軽微であると予測されている。植物については、重

要な種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、兵庫県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 4 種第 1 級の規格に基づき、現道を 4 車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 33 年 3 月 31 日に都市計画決定され、平成 16 年 10 月 26 日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要がある

と認められる。

また、明石市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県明石市役所

第 6 収用又は使用の手続が保留される起業地

兵庫県明石市和坂字南開地、字長曾、字苗代、字高町、字大池下東、字大池下西、字古池林及び字中面、和坂一丁目、和坂二丁目、和坂三丁目、西明石町五丁目並びに花園町地内